

さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱

(平成15年 9月19日制定)
(平成16年 6月23日改正)
(平成17年 4月 1日改正)
(平成18年 4月 1日改正)
(平成19年 5月 1日改正)
(平成20年 5月 1日改正)
(平成21年 5月 1日改正)
(平成22年 5月 1日改正)
(平成23年 6月13日改正)
(平成24年 7月 4日改正)
(平成25年 9月 5日改正)
(平成26年 9月10日改正)
(平成27年10月23日改正)
(平成28年 9月30日改正)
(平成29年12月13日改正)
(平成30年 9月14日改正)
(令和元年 8月 9日改正)
(令和2年 3月16日改正)
(令和2年 7月20日改正)

(通則)

第1条 さいたま市低公害車普及促進対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、低公害車を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、低公害車への転換を促進し、大気汚染の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

- (3) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- (5) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- (6) 「自動車リース事業者」とは、道路運送法第80条第2項の規定により借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を受けた者のほか、事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (7) 本要綱における「低公害車」とは、CNG自動車、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラック、LPGハイブリッドタクシーをいう。
- (8) 「CNG自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）をいう。
- (9) 「優良ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）又はプラグインハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車（以下「低排出ガス優良車」という。）に限る。）をいう。
- (10) 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車（低排出ガス優良車に限る。）をいう。
- (11) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (12) 「LPGハイブリッドタクシー」とは、燃料をLPG（液化石油ガス）としたハイブリッド自動車であり、一般旅客自動車運送事業の用に供する乗用定員10人以下の自動車をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業、補助対象事業者、補助対象車両、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、補助対象としないものとする。

- (1) 第5条に定める交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者
 - (2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (4) 暴力団関係団体(役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうち暴力団員に該当するものがあるものをいう。)
- 2 補助金の交付対象となる経費は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度において、3台分を補助金の交付対象として認める。
- 3 自動車リース事業者による補助対象事業において、補助対象車両を複数の事業者に貸し渡す場合は、貸渡し先の事業者ごとに前項に規定する上限台数までを補助の対象とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者、または使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造の場合において自動車検査証の交付を受けた者(以下「申請者」という。)は、当該補助事業年度の3月20日まで（当該日が閉庁日の場合はその前日）にさいたま市低公害車普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号）を添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

- 第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に交付決定及び額の確定の内容を通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、提出された申請書について、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に補助金の交付決定及び額の確定の内容等を通知するものとする。
- 4 市長は、前条の規定により提出された申請書について、審査及び調査の結果、補助金

を交付しないものと認めたときは、さいたま市低公害車普及促進対策補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 7 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定により確定した補助金を、さいたま市低公害車等普及促進対策補助金交付申請書（様式第 1 号）に記載する補助金の支払先に対して振込により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 市長は、第 4 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 10 条 規則第 20 条第 2 号に規定する市長の定めるものは、補助対象事業により取得した補助対象車両とする。

2 規則第 20 条ただし書に規定する市長が指定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、規則第 20 条の規定により、補助対象事業により取得した補助対象車両の処分について承認を得ようとするときは、さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第 5 号）により、同項の申請書を提出した者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に納付させるものとする。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

(その他)

第13条 LPGハイブリッドタクシーは、令和2年度分の補助金をもって終了とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

(補助金の申請の特例)

2 令和元年度分の補助金の交付に係る第5条の規定の適用については、同条中「3月20日」を「3月末日」とする。

附 則

この要綱は、平成16年 6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 9月 5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 20日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業 (※1)	CNG自動車の導入	優良ハイブリッドバス及び 優良ハイブリッドトラック の導入	使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造	LPGハイブリッドタクシー
補助対象者	(1) CNG自動車を導入しようとする者（ただし、地方公共団体及び地方公共団体が50%以上を出資する法人を除く。） (2) CNG自動車以外の低公害車を導入する者で、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者、その他これらに準ずるものとして市長が認めた者。			
補助対象車両	次の要件のすべてを満たす車両であること。 (1) さいたま市内に使用の本拠の位置を置く車両であること。 (2) 初度登録が令和2年4月以降の新車の車両であること（ただし、使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造の場合を除く）。			左記のほか、「埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金」の交付決定を受けた車両であること。
補助対象経費 (※2)	低公害車の本体価格と通常車両の本体価格との差額		CNG自動車への改造に要する経費（※1）	—
補助率	1 / 4			—
補助金交付決定額（※3）	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。			30万円 (定額)
上限額 (トン数はベースとなるトラックの最大積載量)	バス：50万円 トラック 4t未満：18万2千円 4t以上：50万円 乗用車：50万円	【優良ハイブリッドバス】 40万円 【優良ハイブリッドトラック】 4t未満：19万2千円 4t以上：40万円	50万円	
補助金の額の確定	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 上限額 (2) 補助金交付決定額（補助対象経費に補助率を乗じて得た額）			

※1 使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含めないものとする。

※2 ア. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

イ. 補助対象経費の基準額については、別に定めるものとする。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。